

## 大牟田市建設工事等指名競争入札事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、本市が発注する建設工事並びに測量、調査及び設計等(以下「建設工事等」という。)の請負契約に係る指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(業者の選定及び指名競争入札の実施の決定手続)

第2条 指名競争入札を行う場合は、大牟田市競争入札参加者選定委員会による当該指名競争入札の参加者(以下「指名業者」という。)の選定後、当該指名通知の日及び入札の日時、場所等を設定し、契約執行伺いにより決裁を受けるものとする。

(指名通知書の送信)

第3条 前条に規定する決裁の終了後、当該指名通知の日指名業者に対して指名競争入札通知書をファックスにて送信するものとする。

(設計図書等の販売)

第4条 指名競争入札通知書を受信した業者は、指名競争入札に必要な見積を行うための設計書、図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を本市が指定した印刷会社へ事前に購入予約を行った上、購入するものとする。

2 前項の設計図書等は、文書によるものと同ーの内容を記録したCD-ROM等の電子媒体によるものとする。

3 設計図書等を入手するために必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(予定価格の公表)

第5条 指名競争入札を行う場合における予定価格については、当該指名競争入札通知書に記載する等の方法により、当該入札前に公表するものとする。

(最低制限価格の公表)

第6条 指名競争入札を行う場合における最低制限価格については、当該指名競争入札通知書に記載する等の方法により当該入札前にこれを設定した旨を公表するとともに、落札決定後にその金額を公表するものとする。

(工事費内訳書等の提出)

第7条 入札書の提出の際には、入札額に対応した工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「工事費内訳書等」という。)の提出を求めるものとする。

2 工事費内訳書等には指名業者の記名押印及び当該指名競争入札に係る建設工事等の名称の記入を要し、それ以外の記載事項については、当該工事費又は業務費に係る内訳表及び明細表の項目ごとの数量、単価及び金額を明らかにすることとし、値引き等による調整は行わないものとする。この場合において、金額の表示については、四捨五入等により千円単位未満を端数処理を行うものとする。

3 工事費内訳書等は、参考図書として提出させるものであり、契約上の権利義務は生じないものとする。

4 工事費内訳書等の提出のない入札及び入札額に対応しない工事費内訳書等の提出された入札については、無効とする。

5 第1項の規定により提出された工事費内訳書等は、落札者の決定後において当該落札者に係るものを除き入札参加者に返還するものとする。

(設計図書等購入証明書の提示)

第8条 入札書の提出の際には、設計図書等購入証明書の原本の提示を求めるものとする。

(現場説明の不実施)

第9条 現場説明については、原則として行わない。ただし、施工の困難性、地域の特性等により文書での説明が困難な場合は、指名業者に対し、個別に現場説明を行うことができるものとする。

(質疑及び回答)

第10条 指名業者は、設計図書等及び現場について質疑があるときは、企画総務部 契約検査室(以下「契約検査室」という。)に質問書を提出することができる。

2 質問書の様式は任意とし、質問書には質問する事項のほか、指名業者名、質問書作成者名、当該指名競争入札に係る建設工事等の名称、電話番号及びファックス番号を記入するものとする。

3 質問書の提出は、持参又はファックスによる送信によることとする。

4 質問書の提出期限は、入札日(郵便入札の場合は、入札書到着期限日)の3日(大牟田市の休日を含める条例(平成元年条例第11号)第1条第1項に定める市の休日及び8月14日から同月16日までの日(以下「休日等」という。)を除く。)前日までの日とする。

5 質問書に対する回答については、工事等担当課において回答書を作成し、契約検査室から当該質問した指名業者に回答するものとする。ただし、当該指名競争入札の実施に係る基本的な事項に関するものについては、指名業者全員(入札を辞退した者を除く。)に対し、回答するものとする。

6 前項の回答書については、入札日の1日(休日等を除く。)前日までに、文書を交付する方法により行うものとし、ファックスによる送信を妨げない。

(見積期間)

第11条 指名競争入札に係る入札価格の見積期間については、指名通知をした日の翌日から起算して次の各号に掲げる契約に応じ当該各号に定める日数以上の日数を置かなければならない。この場合において、休日等は、当該各号に定める日数には算入しない。

(1) 建設工事の請負契約

ア 予定価格が500万円未満のもの 8日

イ 予定価格が500万円以上5,000万円未満のもの 10日

ウ 予定価格が5,000万円以上のもの 15日

(2) 測量、調査及び設計等の請負契約

ア 予定価格が500万円未満のもの 8日

イ 予定価格が500万円以上のもの 10日

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項各号に定める日数を5日短縮し、又は休日等のうち土曜日を同項の見積期間に算入することができるものとする。

(1) 前項各号に掲げる契約が市議会の議決に付すべきものであって、当該市議会開会の告示の日までに仮契約を締結するための手続に必要な日数を確保できないおそれがある場合

(2) 指名競争入札に係る施設の供用開始時期の関係上、工期が限られており、早急に入札を執行する必要がある場合

(3) 前項各号に掲げる契約が夏休み期間等における学校施設等に係るもの又は年度末に係るもので、工期が限られており、早急に入札を執行する必要がある場合

(4) その他前3号に準じて見積期間に必要な期間を確保することができない場合  
(入札の方法)

第12条 入札執行回数は、1回とする。

- 2 指名業者は、入札が完了する前までは、文書によりいつでも当該入札を辞退することができるものとする。ただし、辞退の撤回は、原則として認めない。
- 3 予定価格を上回る価格をもって入札しようとする指名業者は、当該入札を辞退するよう勧告するものとする。
- 4 前項の勧告にかかわらず、予定価格を上回る価格をもって入札をした場合は、当該入札を無効とする。
- 5 設計図書等に契約不適合等があることが判明した場合は、原則として当該入札を中止する。
- 6 入札の執行前に入札をする指名業者が1者となったときは、当該入札を中止する。ただし、予定価格が5,000万円未満の災害復旧工事に限り、一者応札でも有効とする。

(落札者の決定)

第13条 落札者は、予定価格の制限の範囲内であつ最低制限価格以上の最低価格で入札した者とする。ただし、当該入札をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を落札者とせず、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

- (1) 当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合

(入札結果の公表)

第14条 落札者を決定したときは、速やかに入札参加者及び入札金額並びに落札者及び落札金額を大牟田市公式ホームページに掲載するとともに、大牟田市情報公開センターにおいて閲覧に供することにより公表する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、指名競争入札を行うために必要な事項については、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定は、この要綱の施行の日から平成15年3月31日までの間に限り、同期間中に指名競争入札に係る指名通知を行う予定価格1,000万円以上の契約について適用する。

付 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行し、同日以後に指名の通知を行った入札から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う案件から適用する。